



基金拠出協力をお願い

東京都目黒区中目黒 3-6-2

一般社団法人 幼保分野人材育成協議会
代表理事 梶原 諭

当協議会（一般社団法人幼保分野人材育成協議会、以下「当協議会」といいます）は、昨今の幼児保育・教育分野（以下「幼保分野」といいます）における深刻な人材不足の解消、ならびに急増する外国籍の乳幼児・児童への的確な対応体制の構築を目的として、外国人人材の適正かつ円滑な活用を推進し、社会に貢献するべく設立された団体でございます。

ご高承のとおり、幼保分野において外国人人材がその能力を発揮し活躍できる新たな在留資格については、今後の制度整備が強く期待されております。

併せて、その制度を円滑に導入・運用していくためには、行政・教育機関・企業・地域社会が連携しながら、適切な制度設計と運営基盤を整えていくことが不可欠です。

日本で生活するすべての人々が相互理解を深め、安心して暮らし、子どもを育てられる社会の実現に向け、こうした制度整備は大きな意義を持つものと確信しております。

しかしながら、制度整備の準備には多岐にわたる調査・企画・専門家協議等が必要であり、そのための費用は相当規模に上る見込みです。

つきましては、このたび制度整備に向けた準備資金を確保するため、基金を募集する運びとなりました。

基金拠出のお願いは、当協議会の事業と直接関わられる事業者の方に限らず、将来を担う子どもたちへの支援をご配慮いただける事業者の方にもお願いすることといたしました。

何卒趣旨をご理解賜り、下記のとおりご協力を賜れましたら幸甚に存じます。

【基金募集要項】

■ 基金の目的

幼保分野において外国人人材がその能力を発揮し活躍できる新たな在留資格の制度整備に向けた準備資金の確保

■ 基金総額

2 億円

■ 募集期間

令和 8 年 1 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

■ 拠出依頼金額

100 万円以上、基金総額の上限に達するまで

■ 拠出に伴う優先的取扱い

- ・ 人材研修事業
- ・ 就職先紹介事業





- ・不動産事業
- ・旅行業
- ・雇用人数確保等

本協議会が行う事業において発生する業務の優先枠付与

※優先枠の内容・範囲・期間は、拠出者の事業内容、事業規模及び他の拠出者との拠出割合に応じて当協議会が決定いたします。

■ 特約事項

- ・拠出金は基金を構成し、原則返還は行いません。

ただし、令和10年2月末までに制度整備に至らず、将来的な見通しが立たない場合、協議会の清算解散を行うことがあり、この場合、法令にのっとり、残余財産からの一部返済となることがあります。

以上、誠に勝手なお願いではございますが、本件の趣旨をご高察のうえ、格別のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

〒153-0061 東京都目黒区中目黒 3-6-2
一般社団法人 幼保分野人材育成協議会
代表理事 梶原 諭
Tel: 03-5725-0554 Fax: 03-6452-4148
Email : info@youho-pd.com
URL: <http://www.youho-pd.com/>

基金募集

一般社団法人 幼保分野人材育成協議会

一般社団法人法第 131 条及び一般社団法人幼保分野人材育成協議会定款第 24 条に基づき下記の通り基金を募集します。

基金募集要領

法人の名称	一般社団法人 幼保分野人材育成協議会
基金の目的	幼保分野において外国人人材がその能力を発揮し活躍できる新たな在留資格の制度整備に向けた準備資金
基金拠出者への告知と支払い予定期間	基金拠出者告知方法 令和 7 年 12 月 12 日に告知 基金支払い予定期間 令和 8 年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで
拠出金額	金 円
基金払込の取引場所	一般社団法人 幼保分野人材育成協議会が指定する下記の金融機関の口座とする。なお、振込手数料は引受人負担とする。 振込先 : 三井住友銀行 支店名(番号): トランク NORT 支店(403) 口座番号 : (普通)0332752 口座名義 : 一般社団法人 幼保分野人材育成協議会
基金の返還	・ 拠出金は基金を構成し、原則返還は行いません。 ただし、令和 10 年 2 月末までに制度整備に至らず、将来的な見通しが立たない場合、協議会の清算解散を行うことがあり、この場合、法令にのっとり、残余財産からの一部返済となることがあります。
優先的取扱い	拠出に伴う優先的取扱いとして、・人材研修事業 ・就職先紹介事業 ・不動産賃貸事業 ・旅行業 ・雇用人数確保等の本協議会の事業にかかわる事業の発注優先枠を付与します。 ※優先枠の内容・範囲・期間は、拠出者の事業内容、事業規模及び他の拠出者との拠出割合に応じて当協議会が決定いたします。
基金の拠出者の権利に関する規定	当協議会の基金に関する定款規定は次のとおり。 第 36 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集を行うことができる。 第 38 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。 第 39 条 拠出者に対する返還は、定時社員総会決定に従って行う。
お問い合わせ先	一般社団法人 幼保分野人材育成協議会 153-0061 東京都目黒区中目黒 3-6-2 Tel : 03-5725-0554 Fax: 03-6452-4148 Email : info@youho-pd.com 代表理事 梶原 諭